

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

地 域 協 働 局

目 次

1. 令和6年度予算概要	1
2. 歳入歳出予算一覧表	4
3. 歳入予算の説明	6
4. 歳出予算の説明	8
5. 債務負担行為	10
6. 予算関連議案	
第3号議案	
神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件	11
第4号議案	
神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の件	15
第5号議案	
神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の件	17
第9号議案	
執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件	19
第14号議案	
神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件	33

1. 令和6年度予算概要

(1) 総括

地域課題の解決に向けて、様々な主体の協働・参画を促進する仕組みづくりや、地域の特色に応じた支援の実施、魅力発見・発信等に取り組みます。

また、市民の身近な窓口である区役所・支所・出張所について、庁舎の再整備や機能強化を進めるとともに、市民サービスの向上に努めます。

さらに、男女共同参画社会・女性活躍の推進に向けた取り組みを進めるとともに、消費生活の安全・安心を一定の水準に保ち、地域社会の基礎となる市民生活の安全を確保します。

(2) 主要施策

1. 局・区一体となった地域協働の推進

(1) 地域課題の解決に取り組む団体等に対する支援の充実 119,307 千円

地域課題解決に取り組む地域団体・NPO等に対して、引き続きNPO法人認証・認定にかかる相談窓口を運営するとともに、補助による資金型支援および個別相談やセミナーの開催等による非資金型の運営支援を行います。

また、自治会等の地域団体やNPO等と、ボランティア活動に関心のある市民を結びつけるオンラインシステムの運用を開始(令和6年3月)し、地域貢献活動の担い手の確保とボランティア活動に参加しやすい環境作りを進めます。

○ (2) 地域活動の場・人が集える場づくりの推進 540,929 千円

地域福祉センターを、今後、より「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」としていくため、地域福祉センターの指定管理者や様々な地域活動主体の意見も踏まえながら、地域福祉センターの新たな役割を示す基本方針の策定など、必要な取り組みを進めます。

また、各区役所と連携し、地域福祉センターの利用希望者と指定管理者とのマッチングに引き続き取り組み、様々な団体・個人による活用を促進することにより、人が集える場づくりや地域活動の担い手確保につなげます。

老朽化が著しい雲中地域福祉センターについては、旧葺合文化センター大ホール跡地への建て替え工事を進め、誰もが気軽に立ち寄り利用できる新たな地域活動拠点としてリニューアルを進めます。

○ (3) 地域活動の立ち上げ支援 31,163 千円

地域活動への参加や実施を希望する市民からの相談に幅広く対応するとともに、地域コーディネーターを増員し、区地域協働課と一体となって関連する組織・人々・情報などの資源をつなぐなど、寄り添い型の地域活動の立ち上げ支援を行います。

◎ (4) 地域における外国人との共生の推進

急増する在住外国人と地域との共生に関する諸課題の把握・解決をより一層進めるべく、総合調整機能として、課長（地域共生担当）を新たに配置するとともに、市長室から多文化共生事業を移管します。

① 効果的・体系的な生活情報の周知 9,430 千円

外国人を地域で円滑に受け入れていくにあたり、神戸市で生活するうえで必要となる生活情報を外国人に効果的に周知していくため、実態把握を目的としたアンケートを継続的に実施するとともに、関連機関とも連携しながら、さまざまな機会をとらえ、情報発信を実施します。

② 共生に向けた地域活動支援 11,930 千円

外国人との共生に関心のある団体・個人に対して講座やマッチング等の活動支援を実施します。また、外国人急増地域において、共生に向けた地域活動創出を目的とした相互理解・関係構築の促進に、試行的に取り組みます。

2. 移住・定住の促進

○ (1) 神戸の暮らし情報サイト等による移住促進 15,780 千円

神戸の暮らし情報サイト「こうべぐらし」のコンテンツを充実させるとともに、サイトへの誘導に向けた広報や動画コンテンツの活用など積極的なプロモーションを行います。

また、こうべぐらしコンシェルジュによるきめ細やかな相談対応や移住イベントへの出展等により、移住・住み替えにつなげていきます。

○ (2) 神戸地域おこし隊による地域活性化 53,391 千円

神戸地域おこし隊を 12 名に増員し、各出張所の地域活性化担当係長と連携することにより、農村・里山を中心とした地域のさらなる活性化や多様な地域課題の解決に取り組むとともに、多様な人材の参画・交流および関係人口の創出や定住を促進します。

3. 区役所機能の強化

◎ (1) 区役所庁舎等の再整備 265,730 千円

北須磨支所は、名谷駅周辺のリノベーションの一環として、離れた場所にある乳幼児健診等スペースと支所機能を一体化し、令和 6 年 8 月に移転します。

明舞サービスコーナーは、令和 6 年秋に移転をし、名称を明舞出張所に変更します。

玉津支所については、1・4 階に多世代交流の機能を整備し、令和 6 年 6 月に全館リニューアルオープンします。

北神区役所については、令和 7 年春の北神中央ビルのリニューアルに合わせて、分散している区役所機能を 4～6 階に移転・集約します。

(注) ◎印は新規事業、○印は拡充事業

(2)マイナンバーカード交付円滑化 1,121,847 千円

区役所・支所におけるマイナンバーカード臨時窓口、マイナンバーカードサテライトオフィスの設置継続や、福祉施設等での出張申請受付を行うことで、交付の円滑化に努め、普及促進を図ります。

4. 男女共同参画社会の実現

◎ (1)コワーキング施設の運営・開設 28,840 千円

男女共同参画センター内に設置した、一時保育サービス付き無料コワーキング施設「あすてっぷコワーキング」を引き続き運営するとともに、令和6年8月に新たに学園都市駅前の UNITY 跡に同様のコワーキング施設を開設し、働く女性、働きたい女性の多様な働き方を支援します。

(2)女性活躍の推進 19,570 千円

女性デジタル人材育成や、女性リーダーの育成、女子中高生に理工系分野への関心を高めてもらうためのプログラムを実施します。

市内企業のさらなる女性活躍推進に向け、「ミモザ企業（ひょうご・こうべ女性活躍推進企業）認定制度」の普及促進をはかるとともに、より取り組みやすい新たな認定区分「フレッシュミモザ企業」を導入します。

5. 消費生活相談および消費者トラブルへの対策 68,799 千円

消費者トラブル等の消費生活に関する相談に対応するとともに、未然防止と自己解決を支援するため、ホームページをリニューアルし、より市民に分かりやすいFAQの充実を図ります。

また、インターネットをはじめ多様化する問題に対して、高齢者や若者など様々な世代に応じた消費者教育・情報発信を、地域や関係団体、教育現場、事業者等と連携し実施します。

2. 歳入歳出予算一覧表

(単位：千円)

歳		入	
款	項	金額	
16 分担金及負担金		6,570	
	1 負担金	6,570	
17 使用料及手数料		659,230	
	1 使用料	52,772	
	2 手数料	606,458	
18 国庫支出金		3,027,558	
	2 補助金	3,015,334	
	3 委託金	12,224	
19 県支出金		4,833	
	2 補助金	4,833	
20 財産収入		32,431	
	1 財産運用収入	32,431	
21 寄附金		20,000	
	1 寄附金	20,000	
22 繰入金		8,000	
	2 基金繰入金	8,000	
24 諸収入		166,622	
	7 雑収入	166,622	
25 市債		733,000	
	1 市債	733,000	
合計		4,658,244	

3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分 担 金 及 負 担 金	6,570	6,498	72	
1 負 担 金	6,570	6,498	72	
1 総 務 費 負 担 金	6,570	6,498	72	
1 総 務 費 負 担 金	6,570	6,498	72	○男女共同参画センター管理運営
17 使 用 料 及 手 数 料	659,230	881,848	△222,618	
1 使 用 料	52,772	54,001	△1,229	
1 総 務 使 用 料	39,560	39,560	-	○目的外使用料
2 区 役 所	27,193	27,193	-	
3 公 会 堂	12,367	12,367	-	
2 市 民 使 用 料	13,212	14,441	△1,229	○施設使用料
1 ふ た ば 学 舎	653	653	-	
2 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	10,727	12,121	△1,394	
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	1,701	1,552	149	
9 地 域 福 祉 セ ン タ ー	131	115	16	
2 手 数 料	606,458	827,847	△221,389	
2 総 務 手 数 料	597,543	820,401	△222,858	○証明書発行等にかかる手数料
1 市 役 所	183,816	210,289	△26,473	
2 区 役 所	413,727	610,112	△196,385	
3 市 民 手 数 料	8,915	-	8,915	
2 計 量 検 査	8,915	-	8,915	
○ 商 工 手 数 料	-	7,446	△7,446	○組織改正に伴う目の移管
○ 計 量 検 査	-	7,446	△7,446	
18 国 庫 支 出 金	3,027,558	1,771,476	1,256,082	
2 補 助 金	3,015,334	1,758,757	1,256,577	
1 総 務 費 補 助	3,015,334	1,758,757	1,256,577	
1 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	2,571,406	1,534,707	1,036,699	
4 地 方 創 生 推 進 交 付 金	11,875	211,425	△199,550	○移住定住施策の促進等
7 地 域 女 性 活 躍 推 進 事 業 費 補 助	11,495	12,625	△1,130	
9 氏 名 仮 名 表 記 の 戸 籍 記 載 事 項 化 事 業 費 補 助	420,558	-	420,558	
3 委 託 金	12,224	12,719	△495	
1 総 務 費 委 託 金	12,224	12,684	△460	
2 中 長 期 在 留 者 住 居 地 届 出 等 委 託 金	12,224	12,684	△460	
2 民 生 費 委 託 金	-	35	△35	
5 人 権 啓 発 活 動 委 託 金	-	35	△35	
19 県 支 出 金	4,833	3,291	1,542	
2 補 助 金	4,833	3,291	1,542	
1 総 務 費 補 助	4,833	-	4,833	
3 消 費 者 行 政 事 業 費 補 助	4,833	-	4,833	
4 商 工 費 補 助	-	3,291	△3,291	○組織改正に伴う目の移管
1 商 工 振 興 費 補 助	-	3,291	△3,291	

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 運 用 収 入	32,431	28,266	4,165	
1 財 産 運 用 収 入	32,431	28,266	4,165	
1 貸 地 料	16,818	16,818	-	
3 一 般 土 地	16,818	16,818	-	
2 貸 家 料	12,013	7,848	4,165	
7 一 般 建 物	12,013	7,848	4,165	
4 其 他 財 産 運 用 収 入	3,600	3,600	-	
1 通 信 設 備	3,600	3,600	-	
21 寄 附 金	20,000	8,000	12,000	○ふるさと納税
1 寄 附 金	20,000	8,000	12,000	
2 其 他 寄 附	20,000	8,000	12,000	
3 企 画 調 整 局	-	8,000	△8,000	
4 地 域 協 働 局	20,000	-	20,000	
22 繰 入 金	8,000	4,500	3,500	○企業版ふるさと納税
2 基 金 繰 入 金	8,000	4,500	3,500	
1 基 金 繰 入 金	8,000	4,500	3,500	
6 SDGs 基 金 繰 入	3,000	-	3,000	
15 勤 労 者 福 祉 事 業 基 金 繰 入	5,000	4,500	500	
24 諸 収 入	166,622	176,016	△9,394	
7 雑 入	166,622	176,016	△9,394	
4 弁 償 金	10	10	-	
1 臨 時 運 行 許 可 票	10	10	-	
5 償 還 金	11,105	11,091	14	
3 区 役 所	10,137	10,137	-	
4 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	25	17	8	
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	9	9	-	
36 婦 人 会 館	157	151	6	
39 公 会 堂	777	777	-	
6 受 講 料	2,070	7,260	△5,190	
2 市 民 講 座	2,070	7,260	△5,190	○神戸婦人大学受講料
9 雑 入	153,437	157,655	△4,218	
4 企 画 調 整 局	-	792	△792	
5 地 域 協 働 局	153,437	-	153,437	○中央区役所の管理運営等
6 行 財 政 局	-	155,103	△155,103	
12 経 済 観 光 局	-	1,760	△1,760	
25 市 債	733,000	603,000	130,000	
1 市 債	733,000	603,000	130,000	
9 其 他	733,000	603,000	130,000	
3 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 公 債	183,000	355,000	△172,000	
4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債	550,000	248,000	302,000	○地域福祉センター整備等
合 計	4,658,244	3,482,895	1,175,349	

4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支出金	市 債	そ の 他 特定財源	一般財源
2 総 務 費	1,422,491	7,725,024	△6,302,533	634,306	—	—	788,185
1 総 務 費	1,422,491	5,773,598	△4,351,107	634,306	—	—	788,185
1 職 員 費	1,422,491	1,137,419	285,072	634,306	—	—	788,185
○ 区 政 費	—	4,623,178	△4,623,178	—	—	—	—
○ 住 居 表 示 整 備 費	—	13,001	△13,001	—	—	—	—
2 企 画 費	—	562,765	△562,765	—	—	—	—
1 事 務 機 械 費	—	525,300	△525,300	—	—	—	—
3 行 政 調 査 費	—	37,465	△37,465	—	—	—	—
○ 庁 舎 等 建 設 費	—	1,388,661	△1,388,661	—	—	—	—
○ 区 役 所 等 庁 舎 整 備 費	—	1,388,661	△1,388,661	—	—	—	—
3 市 民 費	9,071,388	1,083,559	7,987,829	2,398,085	733,000	892,853	5,047,450
1 市 民 費	9,071,388	1,083,559	7,987,829	2,398,085	733,000	892,853	5,047,450
3 区 政 費	7,388,262	—	7,388,262	2,371,772	183,000	826,592	4,006,898
6 地 域 活 動 振 興 費	1,405,266	898,652	506,614	4,000	508,000	25,751	867,515
8 男 女 共 同 参 画 費	179,133	184,907	△5,774	17,480	42,000	30,077	89,576
11 消 費 対 策 費	98,727	—	98,727	4,833	—	10,433	83,461
7 商 工 費	—	102,576	△102,576	—	—	—	—
1 商 工 振 興 費	—	102,576	△102,576	—	—	—	—
1 職 員 費	—	6,999	△6,999	—	—	—	—
2 商 工 総 務 費	—	95,577	△95,577	—	—	—	—
13 教 育 費	—	24,014	△24,014	—	—	—	—
11 社 会 教 育 費	—	24,014	△24,014	—	—	—	—
○ 会 館 等 運 営 費	—	24,014	△24,014	—	—	—	—

第2款 総務費

第1項 総務費

第1目 職員費

1,422,491 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

1 会計年度任用職員への給料等

1,422,491 千円

第3款 市民費

第1項 市民費

第3目 区政費

7,388,262 千円

本目は、区役所等の運営・維持管理等に要する経費です。

1 区役所等の運営・維持管理等

2,363,440 千円

2 区役所等の整備・改革等

1,954,295 千円

3 戸籍・住民基本台帳事務等

1,948,680 千円

4 マイナンバーカードの交付円滑化等

1,121,847 千円

第6目 地域活動振興費

1,405,266 千円

本目は、地域活動の振興や地域協働の促進に要する経費です。

1 様々な主体の参画等

1,310,798 千円

2 移住・定住の促進等

94,468 千円

第8目 男女共同参画費

179,133 千円

本目は、男女共同参画社会の実現に要する経費です。

1 こうべ女性活躍プロジェクト等

179,133 千円

第11目 消費対策費

98,727 千円

本目は、消費生活の安全・安心の確保に要する経費です。

1 消費生活相談体制の充実等

98,727 千円

5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国 支出	県 金	市 債	その他 特定財源
雲中地域の新たな活動拠点整備	令和6～7年度	366,000	57,090	246,000	—	62,910
区役所窓口案内人材派遣	令和6～7年度	85,000	—	—	—	85,000
区役所繁忙期対策	令和6～7年度	11,000	—	—	—	11,000
区役所窓口発券機運用	令和6～11年度	13,000	—	—	—	13,000
区庁舎改修	令和6～8年度	158,000	—	136,000	—	22,000
玉津庁舎利活用事業	令和6～10年度	42,000	—	—	31,000	11,000
住民記録事務センター業務委託	令和6～9年度	737,000	—	—	—	737,000
氏名仮名表記の 戸籍記載事項化委託事業	令和6～7年度	534,000	534,000	—	—	—
住民記録システム及び 戸籍総合システム標準化	令和6～7年度	112,000	112,000	—	—	—
マイナンバーカード交付円滑化	令和6～7年度	219,000	219,000	—	—	—
マイナンバーカード交付関連 端末借上料	令和6～11年度	122,000	122,000	—	—	—

6. 予算関連議案

第 号議案

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市区の設置等に関する条例(平成31年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)			(区の事務所の出張所の位置、名称及び所管区域)		
第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。			第4条 須磨区役所及び西区役所に支所を置き、その位置、名称及び所管区域は次の表のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2丁目	[略]	須磨区役所北須磨支所	神戸市 須磨区 中落合 2丁目	[略]

	2 番 6	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所、垂水区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所 淡河出張所	[略]	[略]
垂水区役所 明舞出張所	神戸市垂水区 狩口台 1 丁目 16 番 2 号	神陵台 1 - 9 丁目、 南多聞台 1 - 8 丁目、 狩口台 1 - 7 丁目
[略]	[略]	[略]

	2 番 5	
	号	
[略]	[略]	[略]
備考 [略]		

第 5 条 北区役所、北神区役所及び西区役所に出張所を置き、その位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]
北神区役所 淡河出張所	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(福祉事務所条例の一部改正)

第 2 条 神戸市福祉事務所条例(昭和 26 年 10 月条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第1条関係）			別表第2（第1条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
神戸市 須磨福 祉事務 所北須 磨支所	神戸市	[略]	神戸市 須磨福 祉事務 所北須 磨支所	神戸市	[略]
	須磨区			須磨区	
	中落合			中落合	
	2丁目			2丁目	
	2番6号			2番5号	

（保健所及び保健センター条例の一部改正）

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例（平成10年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区	神戸市須磨保健センター	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号及び同区
	中落合2丁目2番6号		中落合2丁目3番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

須磨区役所北須磨支所等に移転する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 号議案

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の件
神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（情報通信技術を利用する方法による手続等）</u></p> <p>第34条 <u>法第74条に規定する届出、提出、通知、交付、縦覧又は閲覧（以下「手続等」という。）について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定により電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子</u></p>	

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において必要な事項は、規則で定める。

第35条～第41条 [略]

第34条～第40条 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

情報通信技術を利用する方法による手続等に関して、必要な事項を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 号議案

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の件
 神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成 2 年 3 月 条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町 小山字川端 180 番 地の 3	神戸市立玉津地域福祉センター	神戸市西区玉津町 出合字古瀬 204 番 地の 4
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

神戸市立玉津地域福祉センターを移転するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第1及び別表第2に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

附属機関	担任する事務
神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育振興基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

[略]	[略]

	及び評価に関する事務
神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担
任する事務の欄に規定する事務の必
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p>

よる。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第15条 [略]	(公表) 第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かななければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 [略]

附則

第 8 章 [略]

第 26 条、第 27 条 [略]

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 神戸市安全なまちづくりに
関する懇話会（第 26 条）

第 9 章 [略]

附則

第 8 章 神戸市安全なまちづく
りに関する懇話会
（懇話会の設置）

第 26 条 市長の附属機関として、神戸
市安全なまちづくりに関する懇話会
（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全
に関する基本的施策及び市域におけ
る安全なまちづくりに関する基本的
事項を調査審議するものとする。

3 懇話会は、安全に関する施策及び
市域における安全なまちづくりに関
する事項に関し、市長に意見を述べ
ることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、懇話
会の組織及び運営に関し必要な事項
は、規則で定める。

第 9 章 [略]

第 27 条、第 28 条 [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(雇用等の分野における男女共同参画の推進)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(雇用等の分野における男女共同参画の推進)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p><u>4 市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2 市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、<u>第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> 前各項に定めるもののほか、市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	--

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
(手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 削除</u> (5)～(15) [略] <u>(16) 削除</u>	(手数料) 第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u> <u>(高等学校に限る。)</u> 1 件につき <u>300円</u> (5)～(15) [略] <u>(16) 農業委員会の行う土地の現況証明</u> 1 筆につき <u>600円</u>

(17)～(37の3) [略]

(38) 動物の愛護及び管理に関する

法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬を除く。次号において同じ。）

ア 生後91日以上の犬又は猫 1頭につき 2,000円

イ 生後91日未満の犬又は猫 10頭につき（10頭に満たない端数は、10頭とする。） 2,000円

(38の2) 動物の愛護及び管理に関する

法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容された動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項の規定により収容された飼い犬の返還

ア 当該動物の飼養及び保管に要した費用 1頭又は1羽1日につき 600円

イ 当該動物の返還に要する費用
1頭又は1羽につき 3,500円

(17)～(37の3) [略]

(38) 削除

(39) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 削除

(71)～(91の10) [略]

(92)から(131)まで 削除

(132) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により本市が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料 当該受けようとする許可に係る1通行経路につき

(39) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円

(40)～(42) [略]

(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査

1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円

(43)～(69の30) [略]

(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付
1件につき 3,400円

(71)～(91の10) [略]

(92)から(132の20)まで 削除

200円

(133) [略]

(134) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万5,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万5,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万5,000円、2,000平方メート

(133) [略]

(134) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては2万1,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものに

ルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては5万2,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては6万5,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては8万6,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては13万5,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては21万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては33万4,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては47万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては62万5,000円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る土地又は当該変更が土石の堆積に係るものである場合の当該変更後の土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあつては1万2,000円、500平方メートルを超え1,000平

あつては6万7,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては11万円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては17万円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては25万円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては34万円、10万平方メートルを超えるものにあつては42万円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあつては1万円

方メートル以内のものにあつては1万4,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては1万6,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものにあつては2万円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものにあつては2万9,000円、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては3万2,000円、1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のものにあつては3万9,000円、2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のものにあつては5万3,000円、4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のものにあつては7万3,000円、7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のものにあつては10万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあつては13万3,000円、当該変更が土石の堆積に係るものでない場合にあつては1万円

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第7条まで

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第4条の4

に定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下別表第 9 において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下別表第 9 において「令」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 9 に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下別表第 13 において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下別表第 13 において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 13 に定める額の手数料を徴収する。

第 6 条 市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第 16 に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

第 7 条 市長は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく事務につき、別表第 17 に定める額の手数料を徴収する。

までに定めのない事項の証明 1 件につき 300円

第 5 条 市長は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下別表第 9 において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 9 に定める額の手数料を徴収する。

第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下別表第 13 において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下別表第 13 において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第 13 に定める額の手数料を徴収する。

第8条 [略]

第9条 第2条各号及び第5条から第

7条までに規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、第2条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までに規定する手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。

(1) 官公署のためにする事務に係る手数料であるとき

(2) 特別の理由があるものとして規則で定めるとき

3、4 [略]

第10条～第12条 [略]

第6条 [略]

第7条 第2条各号に規定する手数料

は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7までに規定する手数料は、後納することができる。

3、4 [略]

第8条～第10条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
[略]	[略]		[略]	[略]	
3 法第11条	[略]	[略]	3 法第11条	[略]	[略]
第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	浮き屋根式	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	145万円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	118万円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	141万円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
	[略]	[略]	[略]	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 [略]			備考 [略]		
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）		
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料	
1 高圧ガス保安法第5	[略]	[略]	1 高圧ガス保安法第5	[略]	[略]
	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]		高圧ガス保安法第5条第1項	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの (当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、 6,000円)	
[略]	[略]	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
[略]	[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の新築又は	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合	[略]

及び構造の認定の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査	新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合	[略]
	新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58 令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替に係る認定の申請		2万7,000円
59～61 [略]		[略]
62 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

増築等に係る認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	建築物の数が2以上である場合	[略]
55～57 [略]		[略]
58～60 [略]		[略]
61 [略]	[略]	[略]

備考

- 1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 2、3 [略]
- 4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

法律をいう。

5～7 [略]

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第16（第6条関係）

種別	手数料（1件につき）
1 試験・検査	20,000円
2 文書交付	1,000円

備考

1 特に期日を定め急速施行を要する場合の手料は、この表に定める金額の3倍以内の額において、規則で定める。

2 本市に事務所又は住居を有しない者の手数料は、この表及び前項の規定によって算定される金額の2倍以内の額において、規則で定める。

3 特別の調査又は特別の費用を要する事務を依頼する場合の手料は、この表及び前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

別表第17（第7条関係）

種別	特定計量器の区分		手数料	
1 計量法第19条第1項の規定により本市が行う定期検査又は同法第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者（次項に掲げるものを除く。）	非自動はかり	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1,900円
			ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの	2,200円

律（平成27年法律第53号）をいう。

5～7 [略]

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

	ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	3,200円	
イ	棒はかり又は光電式以外のば ね式指示はかりのうち直線目盛 りのみがあるもの	250円	
ウ	ア又はイに 掲げるもの以 外のもの	ひょう量が100 キログラム以下 のもの	500円
		ひょう量が100 キログラムを超 え250キログラ ム以下のもの	900円
		ひょう量が250 キログラムを超 え500キログラ ム以下のもの	1,500円
		ひょう量が500 キログラムを超 え1トン以下の もの	2,200円
		ひょう量が1ト ンを超え2トン 以下のもの	3,800円
		ひょう量が2ト ンを超え5トン 以下のもの	6,900円
		ひょう量が5ト ンを超え10トン	10,900円

		以下のもの	
		ひょう量が10ト ンを超え20ト ン以下のもの	15,600円
		ひょう量が20ト ンを超え30ト ン以下のもの	19,800円
		ひょう量が30ト ンを超え40ト ン以下のもの	22,500円
		ひょう量が40ト ンを超え50ト ン以下のもの	31,400円
		ひょう量が50ト ンを超えるもの	54,100円
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円
		皮革面積計	2,700円
2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在の場所で定期検査を受けようとする者であって本市の提供に係る検査設備を使用しようとするもの	非自 動は かり	ひょう量が5トン以下のもの	18,500円
		ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの	33,000円
		ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの	48,200円
		ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの	52,400円
		ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの	67,700円
		ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの	79,700円

	ひょう量が50トンを超えるもの	102,400円
3	計量法第127条第3項に規定する検査を受けようとする者	8,300円

備考

1 手数料は、1の項及び2の項にあつては1個につき、3の項にあつては1件につき徴収する。

2 1の項において、非自動はかりのうち最小の目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。）又は表記された感量（同号イ(2)に規定する感量をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同項に掲げる手数料の額の2倍の額とする。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の11第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

(健康科学研究所手数料条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例（昭和24年4月条例第106号）
- (2) 神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和47年3月条例第50号）
- (3) 神戸市計量検査手数料条例（平成12年3月条例第69号）
- (4) 神戸市動物の引取り等に係る手数料及び費用の納付に関する条例（平成24年3月条例第49号）

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第4条 男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>図書コーナー</u> (3) [略] (4) <u>駐車場</u> (5) [略] (使用料)	(施設) 第4条 センターに次に掲げる施設を置く。 (1) [略] (2) <u>資料室</u> (3) [略] (4) <u>交流コーナー</u> (5) [略] (使用料)

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び
駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第 8 条 第 5 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設		使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	10,500	14,000	8,600	22,100	20,300	28,100
	(1)	[略]	6,400	8,600	5,300	13,500	12,500	17,300
	(3)	[略]	3,500	4,600	2,800	7,300	6,700	9,300
	(4)	[略]	2,900	3,800	2,300	6,000	5,500	7,700
	(5)	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に100分の500の範囲において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

施設		定員	使用料（単位 円）						
名称	面積 （単位 平方 メートル）	（単位 人）	午前 （午前9 時から正 午まで）	午後 （午後1 時から午 後5時ま で）	夜間 （午後5 時から午 後9時ま で）	午前・午 後 （午前9 時から午 後5時ま で）	午後・夜 間 （午後1 時から午 後9時ま で）	終日 （午前9 時から午 後9時ま で）	
セ ミ ナ ー 室	(1・ 2)	[略]	256	11,400	15,300	13,400	23,900	25,700	34,000
	(1)	[略]	160	7,000	9,400	8,200	14,700	15,800	20,900
	(2)	95	96	4,400	5,900	5,200	9,200	9,900	13,100
	(3)	[略]	54	3,800	5,000	4,400	7,900	8,400	11,200
	(4)	[略]	36	3,100	4,200	3,600	6,500	7,000	9,200
	(5)	[略]	25	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を収受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に500パーセントを乗じて得た額とする。

(2) [略]

(3) 駐車場の使用料

1台あたり最初の30分につき150円、以降10分につき50円の範囲内において規則で定める額。この場合において、10分未満の端数が生じたときは、10分として計算する。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。